

NEWS RELEASE



国土交通省

近畿運輸局 大阪運輸支局

【問い合わせ先】

・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門
(釈迦戸、速見)
(電話) 072-822-5254

令和4年6月3日

路線バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して、監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名 : 京阪バス株式会社 (法人番号 : 5130001010526)
事業者住所 : 京都府京都市南区東九条南石田町5番地
代表者 : 代表取締役 鈴木 一也
営業所名 : 交野営業所
(大阪府交野市星田北5丁目55番地7号)

2. 監査の実施日 令和4年4月27日

3. 監査の端緒

令和4年3月11日(金)「星田駅」発「京阪香里園」行(15号経路)の路線バスにおいて、当該路線バスの運転者が私有携帯電話を操作していた際に追突事故を惹起した事案が発生したとして、当該事業者から報告があったため。

4. 警告の内容

令和4年6月3日付け、近畿運輸局長名による警告
【確認された違反内容及び違反条項】
・乗務員に対する指導監督の一部不適切
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

配布先

青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク・トラック)